

新潟県立大学における研究費等の不正使用防止対策に関する基本方針

学 長 決 定

平成 27 年 11 月 24 日

令和 5 年 1 月 24 日改正

(趣旨)

第 1 この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）の趣旨を踏まえ、公立大学法人新潟県立大学（以下「本学」という。）における研究費等について、「新潟県立大学研究費等の不正使用の防止に関する取扱規程」第 3 条第 3 項に基づき、本学研究費等の不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うために必要な事項を定めるものとする。

(責任体系の明確化)

第 2 本学における研究費等を適正に運営及び管理するために、「最高管理責任者」、「統括管理責任者」及び部局等にそれぞれ「コンプライアンス推進責任者」、必要に応じ「コンプライアンス推進副責任者」を置き、各責任者が不正防止対策に関して学内外に対して責任を持ち、積極的に推進するとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。

(適正な運営・管理のための環境の整備)

第 3 研究費等の不正使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

(1) ルールの明確化・統一化

研究費等に係る事務処理手続に関する明確なルールを定め、統一的な運用を図るとともに、研究費等の運営・管理に関わる全ての職員に分かりやすく周知する。

(2) 職務権限の明確化

研究費等の事務処理に関する職員の権限と責任について明確に定め、職務権限及びこれに基づく決裁手続を明確に定める。

(3) 関係者の意識向上

研究費等の運営・管理に関わる全ての職員に対して、本学の不正対策に関する方針やルール等を含め研究活動上遵守すべきコンプライアンスに関する研修等を実施するとともに、関係する規則等を遵守する旨の誓約書の提出を求める。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

研究費等の不正使用に関する告発等があった場合の調査の体制と手続、及び懲戒に関する規程を整備するとともに、公正で透明性の担保された運用を図る。

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

第4 研究費等の不正使用を未然に防止するため、不正を発生させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、防止計画推進部署を中心に大学全体で推進することにより、不正の発生を防止する。

(研究費の適正な運営・管理活動)

第5 不正防止計画を踏まえ、取引業者との癒着を防止するとともに、発注・検収業務に関して実効性のあるルールを構築、運用し、適正に予算を執行する。

(1) 予算の執行管理

予算執行の遅延、年度末の集中執行等の状況や原因を適切に把握し、必要に応じコンプライアンス推進責任者と連携し、改善策を講ずる。

(2) 事業者との間の不正な取引の防止

不正な取引に関与しないことなどを盛り込んだ誓約書を事業者から徴収し、職員と事業者との癒着を防止する対策を講ずる。

(3) 事務局によるチェック体制の確立

物品調達等に係る発注・検収、非常勤雇用者の雇用管理、出張用務の目的や旅費受給額の適切性の確認などに関して、事務局による実質的な管理やチェックが有効に機能する体制を構築し、運用する。

(4) 換金性の高い物品の適切な管理

パソコン等の換金性の高い物品については、所在を記録するなど適切に管理する。

(情報発信・共有化の推進)

第6 研究費等の使用に関するルール等の相談窓口を事務局に設置するほか、研究費等の不正防止に向けた基本方針等を外部に公表する。

(モニタリングの在り方)

第7 研究費等の適正な管理のため、コンプライアンス推進責任者や防止計画推進部署による実効性のあるモニタリング体制を整備・実施するとともに、内部監査においては、防止計画推進部署と連携して不正発生のリスクに対する適切な監査を実施するとともに、必要に応じてリスクアプローチ監査（随時監査）の実施を検討する。

(コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画の策定・実施)

第8 不正を起こさせない組織風土を形成するため、職員に対するコンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画を策定し、その実施により、職員の不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。